

# 伊奈町総務建設産業常任委員会

令和7年12月1日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和7年12月1日(月)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
・休憩	午前	9時00分
・再開	午前	9時56分
・休憩	午前	10時07分
・再開	午前	10時07分
・休憩	午前	10時19分
・再開	午前	10時20分
・休憩	午前	10時40分
・再開	午前	10時41分
・休憩	午前	10時52分
・再開	午前	10時52分
・休憩	午前	11時56分
・再開	午前	11時58分
・休憩	午前	12時02分
・再開	午前	12時11分
・休憩	午前	12時11分
・再開	午前	12時18分
・休憩	午前	12時19分
・再開	午前	12時19分
・休憩	午前	12時49分
・再開	午前	12時50分
・休憩	午前	12時55分
・再開	午前	12時55分
・休憩	午前	13時08分
・再開	午前	14時08分
◎閉会	午前	14時14分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 仲島雄大

委員 川内雅人、武藤倫雄、山野智彦、戸張光枝、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 清野聡子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 豊田稔之

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 澤田勝、健康福祉統括監 秋元和彦、都市建設統括監 今野茂美、教育次長 小林薫子、企画課長 佐藤亮太、企画課主幹 篠原愛、コミュニティ推進課長 影山歩、税務課長 久木良子、収税課長 細田富美子、住民課長 藤原厚也、社会福祉課長 小坂真由美、社会福祉課主幹 峯尾治道、いきいき長寿課長 高橋利恵子、子育て支援課長 大塚健司、健康増進課長 木須浩、元気まちづくり課長 清野茂勝、土木課長 細田力、学校教育課長 新田隆、生涯学習課長 濱野邦光

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 おはようございます。

本日、本委員会を傍聴したい旨、申出がありました。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩して、関係する現地の視察を行います。これより休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時56分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

総務建設産業常任委員会ということで、その前に、町道第4017線をご視察いただいて、工事の進捗状況がこういう形になっているんだなというのがよく分かりました。令和9年度には、完成ということの予定で今進めておりますので、楽しみの一つでもあるなと思っております。

1点だけご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、令和8年、いわゆる来年度になりますが、令和8年11月1日で、現在のいなまるの期限が切れるというそういう状況になっております。

それで、アンケートを取らせていただいたわけでありまして、そういう中で継続してやってもらいたいというのもあるし、デマンド交通というのが、随分意見が出ているということがありまして、私、デマンドというのはどういふのを体験していなかったもので、先進地であります行田市と本庄市、こちら見させていただきました。行田市長と吉田市長に、10月30日、ちょうど決算特別委員会の日、両市長ともちょうどいいので、ぜひ来てくれという

そんな話があって、私、出かけてきました。

実際に乗らせていただいて、行田市は、最近、新しいやり方のようにすけれども、あっ、こういうことなんだな。ワゴン型が2台あって、セダン型が1台、車椅子対応型ワゴン車が1台の合計4台で市内を回っておるとバスも4台出ておりました。本庄市は駅間を結ぶシャトルバスが1台でしたけれども、デマンド車両はワゴン型4台でした。

行田市は70平方キロ、本庄市は90平方キロ、だから、本庄市のほうが広いんですね、行田市は70平方キロ。「伊奈町はどのぐらいなの」と言ったら、「うちは15平方キロ」、「あっ、随分小さいんだね」って、そんなふうに言われましたけれども。このデマンドは、行田市長が言うには「すごく便利でいいですよ」って、市民の人から大変喜ばれておりますということなので。

行田市の特徴というのは、6,000人既に登録はあるんだそうですけれども、要するに歩行が困難な人、そういう人はスマホで登録をすると、45分待てば来るということのスケジュールが組んであって、あっ、すごいなと思ったのは、この人は歩けないから自宅まで迎えに来る。自宅までも、じゃ、タクシーと同じだねという話したんですけれども、自宅まで迎えに来て、帰りは、大体150メートル範囲内にその乗車スポットが置いてあるんだそうですけれども、帰りは、近くの乗車スポットで下車している。「というのは、送りは何でやらないの」と言ったら、タクシーになっちゃうと。行って自宅まで送ってくれるというと、タクシー業法というのがあるんだね。その辺のところ、だから、帰りは乗車スポットまでということをやっておるんですという話をしておりました。

非常に喜ばれておる、ああ、そういうのをデマンドというのかというのがよく分かりました。うちのアンケートにもそういうご意見が結構出ていて、デマンドという方法もあるのかなと思っています。

そういうことも含め、これから行政としてしっかり検討していかなくちゃならないなということを改めて思いました。また、議員の皆さん方と相談をさせていただいて、来年の11月1日で現在の形が一応切れますので、これから、どういのが一番町民の人が喜んでくれるのか。この辺のところをしっかりと皆さんと打合せをさせていただきながら、いい方策を考えていこうかなと思っていますので、そんな話が出てくるかと思っておりますけれども、どうぞそのときはよろしくご審議のほどをお願い申し上げたいと思っております。

今日は総務建設産業常任ということで、少し話が長くなって恐縮でしたけれども、4議案ということでございます。慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げて挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案4件と請願1件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第66号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第8号）の所管事項について質疑を行います。

5ページの繰越明許費補正、6ページから7ページの債務負担行為補正、10ページから11ページの歳入全般について、質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 ページの若い順から伺ってまいります。

まず、1点目、5ページの繰越明許費補正の総務費、戸籍住民基本台帳事業の繰越しとなる事業内容について、改めてご説明をお願いします。

○藤原義春委員長 住民課長。

○藤原厚也住民課長 戸籍関係の標準化移行業務委託におきまして、当初、令和6年度から令和7年度の2か年で終える予定でしたが、戸籍記載者の住所の変遷を記録する戸籍附票システムで委託業者の作業の遅れが生じました。

このことにより、このベンダーが、戸籍附票システムの一部機能を翌年度に持ち越して実装する経過措置の申請を国に行い、許可されました。よって、今年度予定していた作業の一部を翌年度に繰り越し、令和8年度の債務負担行為へと変更するものでございます。

なお、この事業に対する総費用額には変更はございません。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続けて、6ページ、先ほど、現地視察をさせていただきました町道第4017号線整備事業について、改めて整備計画の内容、概要をお聞かせください。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 埼玉県が整備する原市沼調節池、上の池を横断する町道第4017号線について、現況の道路幅員が狭く、すれ違い等が困難であることから、県の整備工事にて機能補償としてのかさ上げに併せて道路拡幅を行い、その費用負担分を支払うものでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 整備内容の概要も併せて、範囲、距離等もお願いできますでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 整備概要についてですが、延長につきましては273.5メートル、幅員につきましては6.0メートルです。こちらにつきましては保護路肩を含みます。

それから、平均の盛土高なのですが、こちらは3.1メートルの高さで施工する予定となっております。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

続けて、同じページに、医療的ケア児支援業務の債務負担行為が、子育て支援課分と学校教育課分、2本上がっています。

子育て支援課分については、北保育所でやっている事業だと思います。既存事業と切れ間なくするために、債務負担行為の設定ということかと思うんですが、まず、これらの事業、国や県からの支出金があるものなのかどうか。また、その支出金がある場合の決定と受領できる時期というのはどうなっていますでしょうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 補助金の時期の関係なんですけど、今お時間をいただいて調べさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 後ほどお願いします。

学校教育課分の医療的ケア児の支援事業について、内容を確認させていただければと思います。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○新田 隆学校教育課長 学校教育課分の医療的ケア児の内容でございますが、町立小学校に、令和8年度4月に、医療的ケアが必要な新1年生が入学するため、医療的ケア児の受入れを目的とするためのものがございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その小学校名は聞くことは可能ですか。  
問題があれば結構です。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○新田 隆学校教育課長 プライバシーに関わることになりますので、町立の小学校に入学するという事でお答えさせていただきます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。  
続けてよろしいですか、ほかに大丈夫ですかね。

10ページ、歳入に移るんですが、17款の寄附金について、衛生費寄附金と教育費寄附金を頂いています。この頂いた経緯について、それぞれ伺えればと思います。

○藤原義春委員長 健康増進課長。

○木須 浩健康増進課長 まず、衛生費の寄附金でございますが、こちら、明治安田生命から、令和3年11月に、健康増進に関する協定を結ばせていただいております。

以後、その協定に基づきまして、地元の応援基金という名目で、明治安田生命の社員と、それに上乘せする形で企業が、伊奈町にぜひ使っていただきたいということで、過去、今回の金額75万3,000円ちょっとですけれども、累計で約250万円を超える寄附を頂いているところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 生涯学習課長。

○濱野邦光生涯学習課長 こちらですが、町内の特定非営利活動法人伊奈総合型地域スポーツクラブから、法人としての団体を解散するという申出がございまして、残金を町に寄附したいというご連絡がありまして、寄附をいただいたものでございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。  
私からは以上です。

○藤原義春委員長 ほかに。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 最初に、6ページの町道第4017号関係で1点。

ほかの部分は、武藤委員とか現地で確認をしましたので、債務負担行為を3年にした理由。負担を減らすために長期にすることはできなかったのでしょうか、そこをお願いします。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 債務負担を3か年にした理由なのですが、まず埼玉県から令和7年度中に基本協定を締結したい旨の申出がありました。

それから、工事につきましては、単年度で完成させることが困難であるというお話から、3か年の債務負担行為とさせていただきました。

県の河川砂防課からは、負担金については、工事完了時に全額をお支払いすることが前提であるということでありましたので、このような形になりました。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 承知いたしました。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 今の町道の部分なんですけれども、現地で聞いた部分にもなるんですけれども、債務負担行為5,980万円なんですけれども、総事業費の部分をお聞かせいただきたいのと、町の負担分、それに付随工事があるというようなお話だったと思うんですけれども、その辺についてお聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 最初に、総事業費についてですが、道路かさ上げ工、こちらについて盛土下の地盤改良工事も併せてなのですが、4億1,500万円という金額になります。すりつけ道路工、こちらにつきましては、かさ上げた道路と現道を合わせるための工事で、こちらの金額で2,000万円、それから防護柵設置工で1,450万円、防犯灯設置工で1,000万円です。総額で4億5,950万円となっております。

負担割合につきましては、まず県のほうですが、道路かさ上げ工4億1,500万円の88%、3億6,520万円となっております。それから、すりつけ道路工は100%の2,000万円、防護柵設置工につきましても100%の1,450万円、合計で3億9,970万円となっております。

次に、町の負担ですが、道路かさ上げ工4億1,500万円に対して負担率12%の4,980万円、

防犯灯の設置工事につきましては100%で1,000万円、合わせて5,980万円となっております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

続いて、事業スケジュールなんですけれども、令和7年度に基本協定という話があったんですけれども、契約だとか着工だとかそういった部分。

令和9年度のいつ頃完成するのか、その辺がもう少し詳しく分かるようでしたらお聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 工事の完成時期については、詳しいお話はいただいていないのですが、工事につきましては、どうしても単年度ではできないので、2か年かかってしまうということで、今回9年度までの期間とさせていただいたところです。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 着工はいつ頃というのがもし分かれば。

併せて、仮設道路が運用されると思うんですけれども、その辺の前後関係も分かればお聞かせください。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 仮設道路につきましては、令和7年度中にできると伺っております。

工事につきましては、恐らく今の予定からすると、令和8年度になってから入札という形になってくると思いますので、そこからの令和8年、9年という期間で工事を実施し、完成させるという形で聞いております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

続いて、11ページの財政調整基金繰入金なんですけれども、これを繰入れした理由があるようでしたらお聞かせください。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 歳出歳入予算の関係で、特定財源を充てるということが前提としてはございますけれども、その特定財源を充てた後の一般財源分について、財政調整基金を繰

り入れて充当とさせていただきます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それに関しては、最終的には戻ってくる額と見込んでいるのかどうか、その辺もお聞かせください。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 どれぐらいの金額かというところについてはお示しできないんですけども、年度末の決算とかで幾分かは戻るとか、そういったところを想定してございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 6ページの町道第4017号のところですが、現地でも質問させていただきましたけれども、ここ、結構知る人ぞ知る裏道になっていまして、途中の部分が拡幅されるということ等で、交通量が増える懸念があります。交通事故対策について十分にやっていただきたいんですが、ご見解をお願いします。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 今回、道路の拡幅も行われることから、車両が、途中で狭い道路に差しかかるところで大変危険な状態になると思われまますので、事前に看板等で、この先道路が狭くなりますという内容で案内をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございました。

あと、7ページの図書館管理運営業務のところなんですけれども、今回、新庁舎の関係で、1年分ということでこの金額になっているかと思えます。

今後、新庁舎に入った図書館業務の運営については、大体どのぐらいの金額になりそうかとか、もし、推定がありましたら教えてください。

○藤原義春委員長 生涯学習課長。

○濱野邦光生涯学習課長 新しい図書館については、現段階ではまだまだ未定ですので、その辺はまだ、詳細までは分からない状況でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

学校教育課長。

○新田 隆学校教育課長 先ほどの武藤委員からの質問、お時間いただきましてありがとうございます。

医療的ケア児の国の補助金の関係のスケジュールでございますが、今年度2月から3月に申請が行われ、交付決定を受けて、翌年度に補助金の入金というスケジュールとなっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 子育て支援課の状況ですけれども、令和8年度の事業の詳細が、まだ国から来ていないんですが、今年の状況でいきますと、年度内に申請をさせていただいて、実績報告を上げて、翌年度に確定した補助金が頂けるようなスケジュールになってございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると確認なんですけど、当年度は、まず町のお金で全部事業をやって、実績を報告して、それに対して翌年度に交付金が入るということによろしいですか、今のお話だと。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 その年度の途中で、何度か精算とかもあろうかと思っておりますので、

その詳細のタイミングは今調べておりますけれども、年度に入って、最終的には事業を確定して、また年度を越えた後に入ってくるようなタイミングになるかと思えます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 分かりました。

○藤原義春委員長 それでは、続いて、歳出に対する質疑に入ります。

12ページから13ページの第2款総務費について、質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 歳出の12ページ、総務費の徴税費ですね。

議案の説明の中で、確定申告により例年以上の還付があったためと伺っています。例年以上となった要因についてどのように考えておられるか、伺いたと思います。

○藤原義春委員長 収税課長。

○細田富美子収税課長 今回の補正につきましては、主なものとしまして、法人町民税の確定申告により高額な還付が生じたことで、事業費全体予算の不足が見込まれることから補正をするものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 伺ったのが、高額な還付金が発生した要因というのはどのようなものが考えられるかということを質問しているので、そこをお答えください。

○藤原義春委員長 収税課長。

○細田富美子収税課長 今年度、特に法人の歳出還付額が多いことから、令和6年度の確定申告で還付となっている状況から、令和5年度と比べて、一部の会社につきまして、業績悪化による予定納税の還付が発生しているものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

その他法人税以外の普徴還付分、固定還付分、特徴還付分についての要因というのは、何か捉えているところはありますか。

○藤原義春委員長 収税課長。

○細田富美子収税課長 先ほど申しあげましたように、今回、法人町民税の還付で高額なもの

がありましたので、そちらの支出が先に出ている形になりまして、今後の事業費全体の見込みを見た場合に、普徴分や特徴分の部分について、不足が見込まれることから、その部分を補う補正になっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 整理しますと、法人還付金は確定していて、それ以外の3つは見込みでの歳出補正ということによろしいですか。

○藤原義春委員長 収税課長。

○細田富美子収税課長 法人の還付金につきましても、12月以降の見込額で補正をさせていただいておりますので、普徴分、固定分、法人分、特徴分の4税につきまして、12月以降の見込額の補正というものになります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 分かりました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 12ページの総務費の企画費のふるさと寄附金関係で少し質問をさせていただきます。

まず、確認させてください。今回、企画費の積立金814万5,000円が増額になりましたけれども、増額になった具体的な理由とその積立てに至る根拠等が分かれば教えてください、お願いします。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 歳入でふるさと寄附金の歳入がございましたが、こちらを積み立てるものでございます。

寄附金の増額について、幾つか理由として考えているのが、まず令和6年度の12月から取扱いを始めた自転車が、やはり令和7年度も引き続き人気であるということですか、あと防災用の折り畳み式のヘルメットも引き続き人気でございます。

そういったところで寄附金が伸びているということと、ふるさと納税の制度で、サイトを通したポイント付与の制度というのが10月に終わるというところがございます、駆け込みの寄附が増えたということもございます。そういうところもございまして、12月補正で上げさせていただいたということになります。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 分かりました。

前にも話ししましたけれども、ポイントの関係で、1年の中で上がるときと下がるときというんですか、伸び率がうんと上がるときって締切りの間際とかあると思いますので、その辺をうまく使いながらという印象は受けました。

その中で、またこの資料からだ、一般寄附なのか、それとも使用を特定したものなのかという内訳が分からないんですけれども、そこまでは現段階で判明していますか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 現段階では把握してございません。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 後で調べていただくことは可能ですか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 後ほど確認をさせていただいて、お知らせをさせていただければと思います。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 承知いたしました。それでお願いします。

続いて、同じような形で質問をさせていただきたいと思うんですけれども、戻るような形ですけれども、歳入側だと一般寄附814万5,000円と書きながら、こっちも同じようにして814万5,000円というのが上がっているんですけれども、これは積立てによるものなのか、一遍に、何て言うんですかね、少しずつ積み立てていって814万5,000円になったから計上したのか、それとも814万5,000円が一気に入ってきたから1対1の割合で出したのか。政策的にあえてやっているのか、それとも運用的にやっているのかというのを教えてください。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 予算上は、814万5,000円を、今後、寄附が増えるだろうというところで、積立てをさせていただいているんですけれども、実際の動きとしては、寄附金が入ってきたのち、適切なタイミングで都度、積立てを行っていくような形になります。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 では、その積立てをしていく中で運用のルールみたいなのはあるんでしょうか。

例えば、幾らになったら積立てとする、日々の少しずつの積立てが幾らの金額になったら計上するとかというのがあれば教えてください。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちら、金額で云々というのではなくて、毎月の単位で、お金を積み立てているというような運用をさせていただいてございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 承知いたしました。

それと、決算のときにも聞いたんですけども、令和7年度のこの段階までで構いませんから、受入件数とか受入額とか、返礼品調達費用とか返礼品の割合とか、返礼品に係る送付料とか広報の費用とかというのが分かれば教えてください。

もしも、駄目であれば後でも構いませんので、現段階、これを出したときの段階までで構いませんので、お願いできますか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 現時点でそこまでの整理ができてございませんので、確認させていただいた上で、後ほどお知らせをさせていただければと考えてございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 承知いたしました。

以上で終わります。

○藤原義春委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、次に移ります。

14ページから15ページの第6款商工費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 補正の内容が業務プログラムの変更と機械器具の購入とのことなんですが、その内容について確認させてください。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 まず、委託料の業務プログラム変更委託料といたしまして、パソコンとLGWANを中継しておりますプロキシサーバーというのがございまして、そちらの設定変更作業業務委託料として75万7,900円を、それと、第17節の備品購入費、機械器具費といたしまして、ノートパソコンとLGWAN用のオフィスソフト、合せまして22万

3,080円でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ノートパソコンを選定されている理由というのはいかがでしょうか。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 現在、役場の消費生活センターで、国からパソコンをお借りしておりますが、これが令和8年9月に運用保守が期限を迎えることから、国の専用回線を廃止いたしまして、専用のパソコンを国に返還をさせていただきます。

そのために、町で新たにパソコンを購入させていただいて、それにLGWANを経由したクラウドサービスへ移行するというところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その保守が切れるから、国に返還してやり方を変えるというのは、国からの方針なんですか、町側の決定なんですか。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 現在は、国の専用回線を利用させていただいて、パソコンも国のパソコンをお借りしていて、国の方針によりまして、令和8年9月に、その保守の委託契約が終わりますので、それに伴って町のシステムに、今度クラウドサービスに移行するというので、今回、措置をさせていただいているところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 今の武藤委員の質問のところなんですが、全国ネットワークの新システムだと説明があったと思うんですが、これはそもそもどういうものでどういう効果が見込めるものなのでしょうか、お願いします。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 今回のシステム変更によりまして、消費者、相談者の方の利

便性、それと消費生活相談員の負担軽減を図るような機能を充実しております。

まず主なものとしたしまして、消費者向けというか相談者向けに、消費者トラブル対応専用のウェブサイト、消費者トラブル解決ナビを設置いたしまして、トラブルの自己解決の支援を通じまして、自らが解決できるように支援をいたします。また、トラブルの自己解決が難しい場合は、速やかに各消費生活センターなどの相談窓口を案内することによりまして、消費者がスムーズに相談できるようになります。

また、消費生活相談員の負担軽減といたしまして、システムに入力する項目の削減がされました上、相談員向けのQ&Aなどの相談対応に役立つ情報をタイムリーに提供、表示されるようになりまして、初めての案件でも、その情報を参照し、助言できるようになり、相談対応の質が向上されるということでございます。

そのほか、セキュリティの強化といたしまして、なりすましや不正アクセスの防止、情報漏えいの観点から、システムへのログインをする際のユーザーごとに決まっておりますID、パスワードの知識情報に加えまして、今回、USB式の指紋認証を含めた2要素の認証を実施いたします。さらに、システムやネットワーク等の脆弱性を特定、修正、予防のために、定期的な脆弱性診断、侵入テストを実施する予定でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 最初のところで自己完結型という言葉が出たんですが、それはトラブルに遭った人が、その専用パソコンを自分で操作するという、そういうことなんでしょうか。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 今までは、多分、ネットを通して自分で検索していたと思うんですけども、今度、専用のウェブサイトができますので、そこに検索のキーワードを入れていただきますと消費者向けのQ&Aが出てきます。それである程度ご自身で見ただいて、自分と同じような問題に遭った場合に、解決策がそのウェブ上に表示されるということで、分からないものについては、各消費生活センターのご案内が出てくるというようなことでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうすると、相談に来た方が、何かアクセスするキーワードを教えてもらって、自分で調べることができるようになるという理解でよろしいですか。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 今は消費生活センターということで、役場に来ていただいて、いろいろご相談していただいているんですけども、時間が月曜日から木曜日、時間も10時から4時までということで時間が定まっておりますので、そういう時間帯に来られない方がウェブで見えていただくと、それによって自己解決できる。

わざわざこちらに出向いていただかなくても、相談に対応したような形で解決できるというものでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。

全国ネットワークシステムの責任者は、主体はどこになるのでしょうか。

○藤原義春委員長 元気まちづくり課長。

○清野茂勝元気まちづくり課長 こちらは、P I O-N E Tというシステムを利用しているんですけども、国民生活センターになります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

16ページから17ページまでの債務負担行為調書について質疑はありますか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

第66号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第66号議案 令和7年度伊奈町一般会計補正予算（第8号）のうち所管事項について、原

案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第66号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 先ほど武藤委員よりご質問いただきました補助金のスケジュールの関係なんです、今年度はまだ、スケジュールが出ておりませんので、令和6年度の実績で申し上げますと、県と国でスケジュールが違っております。

県は12月に申請、実績報告を4月、請求は5月になってございます。国が申請は10月、実績を5月、請求も5月という形になってございます。補助割合につきましては、現状でございますけれども、国が2分の1、県が4分の1となっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

次に、第71号議案 町道路線の認定について（開発行為）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 これ、今、住宅建設が進んでいるところなんですけれども、この認定に当たって、土地の取得ですとか道路の建設費用とか、その辺の費用は大体どのぐらい予定されているのでしょうか。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 道路に係る工事費については、町では把握してございません。

○藤原義春委員長 五味委員。

- 五味雅美委員 そうすると、それはどこの負担でやっている工事なんですか。
- 藤原義春委員長 土木課長。
- 細田 力土木課長 工事につきましては、民間の開発業者で道路築造を行っております。
- 藤原義春委員長 五味委員。
- 五味雅美委員 土地代も含めてですか、土地代の負担もないということですか。
- 藤原義春委員長 土木課長。
- 細田 力土木課長 おっしゃるとおりでございます。
- 藤原義春委員長 五味委員。
- 五味雅美委員 要するに、無償譲渡で、一切の費用は事業者が行っている、負担しているということよろしいでしょうか。
- 藤原義春委員長 土木課長。
- 細田 力土木課長 委員おっしゃるとおりでございます。
- 藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

- 藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

- 藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第71号議案 町道路線の認定について（開発行為）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第72号議案 町道路線の廃止について（払い下げ）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回2路線が上がっていますが、それぞれの現在までの利用状況と、払下げに当たっての主要目的であるとか経緯、その辺について伺えればと思います。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 まず、現況なのですが、2路線とも申請者の土地に囲まれた町道になっております。そのため、使用している方は、申請者の利用がほとんどという形になっております。

それから、今後の使用目的なのですが、道路によって分断されてしまう土地を一体利用したいという申出がありましたので、今回はそれに従って払下げを進めるものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 現地見ますと、少し開けた畑の中に走っているようなあぜ道のようなところなのですが、何か住宅開発とかそういった予定があつてということではないでしょうか、その確認をお願いします。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 現段階では、建物を建てたりということではなく、あくまでも畑等で一体利用したいということでした。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 結構です。

○藤原義春委員長 質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 今の払下げに関してなんですけれども、発生する金額等がありましたらお聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 金額につきましては、今回の議会で払下げの議決がいただけた場合に、財産処分検討委員会を開きまして、金額を決定していくという流れになっております。ですから、現段階では金額は不明でございます。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第72号議案 町道路線の廃止について（払い下げ）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第73号議案 公の施設の指定管理者の指定について（伊奈町総合センター）の質疑を行います。

質疑はありますか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 今回のこの契約については、これまでの2者のジョイントベンチャー、JVと呼ばせていただきますけれども、そこに伊奈町商工会を加えた3者のJVになったことで、今回の契約金額が、前回に比べて1億2,249万3,000円もの増額になっています。

町が求める指定管理業務の水準自体に変更はないと思う中で、町の支出として適切なのかを確認させていただきたいんですが、今回、指定管理のJVへの参加というのは、商工会の本来業務である中小規模事業者の支援であるとか、地域経済の活性化といったものとは一線を引くものでありますし、一方で、これまで商工会からは、運営費であるとか事務局の人員について、町からの支援ですとか町の補助金に助けられて運営してきているといった事実があります。

これらを基本情報としてまず伺いますが、伊奈町商工会は、指定管理委託業務の何を担うのか、また、その委託業務に対して、人員であるとか運営資金も厳しいと言ってきた商工会

が、拠出する資金であるとか人員というのはどのように把握していますでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 商工会が担う業務といたしましては、町内事業者等との連絡調整、主催事業や取組に関する町内連携において、アドバイザー業務を行うと伺っております。

また、拠出金ですとか人員につきましては、そちらは、商工会からは支出したりですとか、人を配置するという事は伺っておりません。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今伺う限り、今、商工会館でやっていることとさほど変わりがないようにも感じるんですが、拠出する資金、人員はないということでした。

重ねて伺いますが、そうしますと伊奈町商工会は、指定管理業務に対して責任負担と申しますか、どういった責任の割合であるとか内容というのはどのような形に設定されていますでしょうか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 リスク分担に関する責任割合につきましては、代表団体のアイル・コーポレーション株式会社が50%、構成団体の株式会社オーエンスが50%、伊奈町商工会がゼロ%と伺っております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 今伺う限り、率直に商工会の名前が入る意味というのが見いだせないんですけれども、資金出しません、人員出しません、責任は負いませんという形で参加すると。

確認したいんですけれども、この応募というのは、たしか、実績がないと応募ができないというような形かと思うんですが、この形で商工会が参加しても、実績としては町としては認められないんじゃないかなと思うんですけれども、その方向はどのようにお考えですか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画課長。

○佐藤亮太企画課長 今回については、アイル・コーポレーション株式会社と株式会社オーエンスで実績が多分にございますので、今回、商工会も含めた3者の共同事業体というところで、今回は評価したところなんですけれども、次回の募集に関しては、今の実績の部分の把握の仕方ですとか定義の部分については、再度研究をさせていただきたいと思っております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

実績としては見られないのかなというところで、後々研究して確定していただければと思います。

この決定に対して、今、私非常に疑問を感じているんですが、伊奈町の指定管理候補者選定委員会というのが開催されて決定しているかと思うんですが、そこでは、委員の方から疑問ですとか異論というのは出なかったんでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらについては、今回、商工会が加わるというところについて、何で商工会が加わったのかという理由の部分ですとか、共同事業体ではなくてはいけないのかというところに関しては、委員からも質疑があったところでございます。

こちらについては、事前にアイル・コーポレーション株式会社に、いなパブリックパートナーズですかね、そちらに事前質問という形で投げさせていただいて、選定委員会のところで回答をいただいているところでございます。

そちらの回答なんですけれども、今回、商工会が、単なる業務委託先みたいな形ではなくて、なぜ共同事業体にしたかというところに関しては、施設運営に関する情報の開示範囲というところが、やはり業務委託と共同事業体というところで異なってしまうというところがありまして、そうすると、この3者の施設運営で支障が出てしまうというところで、今回3者含めた共同事業体というところになったというふうな回答がございました。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 すみません。全体が理解できなかったんですが、もう少しかみ砕いてご説明をしていただけますか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 今回、商工会が担う業務としましては、町内企業との連携ですとか協力、

コーディネートというところを円滑に推進するということを目的に、商工会が加わったような形になってございまして、この業務を遂行するに当たり、3者の共同事業体と組んだほうが、その情報を共有する幅といいますか、そういった部分が広げられるということで、今回3者の合意により共同事業体と相なったというような形で伺っております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

ちなみに、指定管理候補者選定委員会、この委員の構成というのはどのようになっていますか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 職員が4名と外部の委員が3名という形の7名の構成となっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その外部の方について、職業とかお立場をお聞きしたいんですが。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 個人名を出すことは差し控えていただくんですが、まず区長会のところからお一人、子ども育成会連絡協議会の方からお一人、長寿クラブ連合会からお一人というような構成となっております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

今回、5年間の委託料が3億2,490万円から4億4,739万3,000円。先ほども言ったとおり、1億2,249万3,000円もの増加なんです。

1年間当たりの委託費でいくと、単純に5で割ると8,950万円、1年間当たりでも年間2,450万円上がるんですが、これとは別の事業なんです。先ほど出ました図書館の管理運営業務では、今回、単年度、新庁舎移転もあるので、1年限りの契約ということで割高になる傾向があるんですけども、それでも図書館は515万円ほど、この物価上昇とか賃金上昇の中で済んでいるんですけども、これまで2者のJVの運営で大きな問題がなかったわけですから、これまでどおり2者のJVでやっていただいてというほうが、税金の使い方であるとか、町民のためになるかどうかと考えたときによいのではないかなと思うんですけども。

商工会の幹部の方から、商工会館の耐震不足によって建て替えをいつかはしなきゃだとか、

移転であるとかというのを町に照会している中で、総合センターの指定管理へ手を挙げるように執行部サイド、町長から言われたというような話も商工会の人から聞いたんですけども、実際そのような事実はあったんですか。

○藤原義春委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 私どもの引継ぎがうまくいってないかもしれませんが公式的なことは分かりません。町からお勧めをしたかどうかは。私どもから商工会へ指定管理業務を受けたらどうだというお話をしたかどうかはおそらく申し上げないと思います。もともと総合センターの用途が条例で決まっておりますので、そこで商工会の仕事をやりながら入ることは、もともとは難しいものだと思っていますので。公的にそういうお言葉を発したかどうかは、私は先輩方から聞いている記憶はございません。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 その事の真意は分からないんですけども、そう受け止めている商工会の幹部がいるということは、例えば補助金をいただいている行政からそう言われたからとか、例えば行政の人からそう言われたから、手を挙げてば建て替えとかそういった費用をもらえるんじゃないかというような誤解が生じていることもあり得なくはない話なのかなと思うんですけども。

今商工会が加わります、そうすると1億2,000万円以上業務委託費用が上がりますというのが、何かその辺がすごく疑念を感じるんですけども、そういったものが払拭できるような説明ってできますか。

○藤原義春委員長 くらし産業統括監。

○澤田 勝くらし産業統括監 この今回の指定管理料の関係なんですけれども、こちらにつきましては、金額を見れば確かに上がっているんですけども、今回実際にこのいなパブリックパートナーズだけでやったわけではなくて、いろんな事業者が手を挙げてきていただきたいということで、ほかのいろんな指定管理もそうなんですけれども、そうした方たち、そういった事業をしているその施設のそれぞれの人件費とか、今の適正な金額に合わせて上限額を設定させていただいた上で募集をしていることになります。

ですので、これまでの金額が上限額の設定ではなくて、金額は各事業者で提案するというような形だったものですから、その中で今までの指定管理の金額自体が低かったという形で、募集をかけている金額に関しましては、それぞれが適正な金額で請け負っていただけるよう

な形で計算をさせていただいておりますので、商工会がここに入ったから、その商工会分の指定管理料を上乗せしているというものではございません。あくまでもほかの団体が手を挙げたとしても上限額というのは変わっておりませんので、そこにつきましては、今回構成団体が増えたからその分が増えているというのではなくて、今の総合センター、老人福祉センターであったりとか児童館であったりとか、そういったものも含めて、運営するに当たって幾らが適正なのかという金額を町で設定させていただいて、その中で手を挙げていただいているというような形になりますので、商工会が増えたから、その分を上乗せしているというものではございません。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうしますと、確認なんです、伊奈町商工会は資金出さず、人出さず、責任を負わずで、金銭的なものは今回の指定管理業務で受け取るんですか。

○藤原義春委員長 ぐらし産業統括監。

○澤田 勝ぐらし産業統括監 伺っている中では、通常の業務の中では発生しないかと思えます。ただ、アドバイスをしたりとか、それぞれでこういった形で商工会にお金が入るのかというのは、我々も承知はしていないところがございますけれども、実際に商工会としては町の経済の発展と、あと中小企業の育成ということで、なるべく町内の事業者に発注していただきたいという、その橋渡しをしたいということで一緒に参加されているということでございますので、何らかのお金が発生するような事態であれば出てくる可能性はございますけれども、通常の業務の中では幾らというような形のものというのは、なかなか発生しないのかなとは考えております。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 そうすると、なおのこと何で名前が入っているのかというところに疑問を抱くんですけれども。

先ほど上限額の範囲内なんで1億2,000万円の増でもオーケーですという話があったんですが、一般の町民感覚、我々も町民ですので税金の使われ方というのは厳しくチェックしていきたいんですけれども、そこで1億2,200万円増える、増額というのは、承服しかねるといふか、これだけいろんな事業に対して予算が厳しいというところでいろんな町民の方に我慢してもらっている部分もあるんですけれども、余りに額が、3割以上上がっているんですかね、が説明できないのと、外形的にやっぱり伊奈町商工会が1者増えたから3割増えたんじゃないかと一般的に見れば当然捉えると思うんですよね。2者でもよかったんじゃないか、

単独でもいいんじゃないかという意見に、委員からも出たような意見になってくるかと思うんですけども。

そうすると、商工会がお金を受け取るか受け取らないかは分からないという話だったんですが、あくまでJ Vの構成団体として年間8,950万円をJ Vとして受け取りますよね。一方で町からの補助金が年間1,400万円ちょっと、景気対策事業費とかも入れてになるんですが支払って運営を支えているんですけども、今後この町からの商工会への補助金というのに変更は出ますか。

○藤原義春委員長　くらし産業統括監。

○澤田　勝くらし産業統括監　商工会の補助金自体は、商工会でいろいろな事業をやっているところに関しまして運営費の補助、あと、今お話がありましたように景気対策事業をやっていただく中での町の補助という形で、それぞれ査定をさせていただいた中で適正な金額を補助しているものでございますので、そこに関しましては、この指定管理が増えたからその部分の補助額を増やすとか、その分減らすとか、そういったものではないものと考えております。

○藤原義春委員長　武藤委員。

○武藤倫雄委員　一方で町からの補助金をいただいて運営をして、一方で町から別の請負契約を獲得してJ Vとして報酬を得ていくという、補助金を受けている団体と請負をする団体、その運営支援とか、その辺でそごが生じるような気がするんですけども、そこというのはどのような捉え方で今後やっていくんでしょうか。

○藤原義春委員長　くらし産業統括監。

○澤田　勝くらし産業統括監　一応決算時の利益の配分、損失とかもあるかと思うんですけども、そこにつきましては、要はリスク分担の中の責任の配分によって利益を配分するという形になっていますので、商工会のリスク分担ゼロでございますので、そこについてはその利益の配分が生じないという形になりますので、その部分は町からの委託費の中からは出ていかないのかなとは考えておるところでございます。

○藤原義春委員長　武藤委員。

○武藤倫雄委員　すごく違和感、そもそもに戻るんですけども、何で伊奈町商工会がそこに入る必要があるんだというところがあるのと、やっぱり1億2,000万円もの増額になる、年間2,400万円を超える金額が増額になるというのを、容易に承諾は少し難しいんですが、ひとまずほかの委員の方の質問にお渡しさせていただきます。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 私の名前が出て、あれっと思いましたけれども。

この形は、本来は商工会が総合センターの指定管理者をやりたいという話が最初出たんです。そうしたら、役所としては、指定管理者は経験がないとやれませんということになったんですね。ですから、いわゆる総合センターの指定管理者はできないということなので、じゃどうやったらできるのかということで、出資とか何とかというそういう話は私分かりませんでしたけれども、管理者をするのには今やっている人と連携を取ることによっていわゆる管理者としてなれるという、そうすると総合センターだけじゃなくて、そのほかの指定管理者ということになっていけばいいねという考え方が商工会としてあるということなんですね。

それで、本来は商工会というのは多少の利益をもうけるところもいいので、それで利益が出てくれば役場の補助金を減らすということもできるので、私の考え方としては、商工会がある程度もうかっていって役場の補助金が減れば、うちとしても助かるという考え方を持っていましたので、ですからそういう意味では、そういう指定管理者の中に加わるということができればいいなということだったので、それがアイル・コーポレーション株式会社と一緒に手を組もうとなっていたことについては、私はよく分かりませんでしたけれども、手を組むことによって指定管理者になれるという、そうするとこれをステップに次の指定管理者にもなっていけるということになると考えたんだと思うんですね。

その予算の関係は私分かりませんが、なぜそういう1億2,000万円も増えたのかというのは、先ほど澤田統括監が話をしたとおりなんですけれども、この辺のところは、商工会が増えることによって、武藤委員のおっしゃるように、商工会が増えて1億2,000万円も増えちゃうということは、商工会がもうかっちゃうんじゃないかという判断もできるような感じもするので、その金額が妥当なのかどうかというのは統括監で試算をしたことなんだと思うんですけれども、言っている意味はよく分かりますので、その辺のところはどういうことなのかなというのも、私も同じような考えは持っていますので。

ただ、商工会の目指すところというのは、1回実績をつくりたい、それによって次の指定管理者というのに入っていければ、商工会がある程度裕福になることによって町の補助金が少なくて済むよということになっていけば、いわゆる商工会議所と同じような考え方、会議所の場合は、そういう利益を取るによって町の補助金が少なくなってきたという形の独立した形のものになっていくという形を目指していると私は思っているかなと思うんです。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ご回答いただいたんで少しだけお話しさせていただきます。

今の町長のお話、商工会の意向を回り伝えていただいたんですが、先々指定管理者をやりたいから、それに入るためには実績が必要なので今回入った。最初に言ったとおり、人も出さない、お金も出さない、責任も負わないで名前だけ入って、それを実績として将来応募したいと取れるんですけども、これってネガティブな話じゃなくて、名義借りとかという話になってこないですか。実際の業務やらずに、名前入って、1回5年間やれば、それが実績になって違う指定管理で商工会がチャレンジできるというのは、一見ポジティブなんですけれども、まずい名前の入れ方を目的として商工会が動いているんじゃないかという疑念があるんですけども。そこは町で答えられるかどうかは分からないので、商工会の内部の私案の範囲かもしれないですけども、全体を通して感じると、すごくグレーさを感じるといいますか、名前の入り方に。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 業者の集まりでもあるので、ですから、あそこの管理をする、今までどうい  
う方がやっていたか分かりませんが、清掃関係とか、そういうもので結構外部から入  
っているところがいっぱいあるじゃないですか。そういうものも地元でできればいいという、  
そういう部分もあるし、修理部分もそうかもしれませんし、ですから業界としては、そう入  
ることによって事業がもらえる、そういうことではプラスになるということになっていると  
いうことだと思うので。

あと、いろんな会議をやるときも総合センターを多く使えるようにすれば、総合センター  
自体も売上げも増えていくということにもなると思うので、そういう形でプラス要因に考え  
ていくということやっていくということになるかなとは思っています。

○武藤倫雄委員 はい、ありがとうございます。ほかの委員の方。

○藤原義春委員長 戸張委員。

○戸張光枝委員 質問重複しました。商工会をなぜ構成団体とした主な理由を聞いたかったん  
ですけども、町長のご説明で何となく分かったような気がします。

ただ、商工会が加わったことで、武藤委員のお話の中にあつた1億2,000万円アップして  
いるということは、人件費等含めた上限額として決めたということなんですけれども、納  
得がいけないところでございます。

質問はありません。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今の流れですけれども、町長からもご説明はいただきましたが、例えば情報の共有をする打合せのときに、商工会からは誰も出ないんですか。株式会社オーエンスとアイル・コーポレーション株式会社がどこに提携を頼もうかとかそういう会議をするときに、情報を共有すると言われましたけれども、商工会の人は誰も出ないで決めるんですか。

○藤原義春委員長 くらし産業統括監。

○澤田 勝くらし産業統括監 ケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、その打合せ等については商工会も出るかと思えます。その中で、例えばそれが商工会の事業の一環というのものもあるでしょうし、指定管理の事業の一環という部分にもなってくるかと思うんですけれども、まず、商工会の事業といたしましては、やはり町内の事業者にとりましては、いろいろと事業を取っていただきたい、中小企業の振興を図っていききたいという部分が多ございますので、そちらの観点からこの中にJVとして入って入っているというのが商工会のお考えだと思います。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 例えば、先ほどお話が出ましたが、町内の業者もやっている仕事、外でもやっている仕事、外の仕事に頼んだほうが安いですと、町内業者のほうが高いですと、こういう利益相反が生じた場合に、この共同体としてはどのように決めるというルールになっているんでしょうか。というのは、要はこれを承認するという事は、この形態を承認することになるんですが、どう考えても、責任はない、費用ももらわない、名前だけ、おかしいですよ、一般的には。だから、利益相反したときはどういうルールになっているのか、3者協定でどう決まっているのかとかをやっぱり把握して明示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらの3者が共同事業体になったというところについては、民間企業の事業の運営の部分になりますので、そういったところで認識はしているんですけれども。この責任割合の云々に関しても、現行の指定管理制度として定めがない部分ではございます。あと、やはり3者が共同事業体となることについて責任の部分についてというのは、先ほども申し上げたんですけれども、選定委員からも確認は事前にございまして、こちらいなパブリックパートナーズには確認をしていただいております。こちら商工会においては、決算時の利益分配ですとか損失の負担というのは発生しないというところで伺っております。

して、今後3者で協定書を結んで、3者で共通認識をしていくというところについても、併せて回答いただいております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 承認するとこれで走っちゃうわけですが、3者協定の詳細がこれからだということであれば、それはこの段階ではなかなか承認しがたい運用形態だと思うんですね。何度も繰り返しますが、責任はない、収入もない、けれどももしかしたらアドバイス料で何か後でお金が動く可能性もある、これをこのままでは認めがたいと思うんですけれども。

その協定書をもっと早く出すということではできないのでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらまだ議決をいただいてない部分でございますので、いなパブリックパートナーズが指定管理を受けるというところが決まっております。そのため、今3者でこれよりさらに詳細な協定書というのを事前に出していただくというのは、なかなか難しいのかなと思います。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 それはやっぱり順序としてどうなんだろうと思わざるを得ないですね。5%でも10%でも責任があり、報酬もあり、明確だということだったら分かるんですけれども、報酬はない、責任はない、でも名前が入る、やっぱりどう考えても不自然ですよ。どうですか、一般的に。ジョイントベンチャーだからと言われましたけれども、ジョイントベンチャーに加わっていて、収益もない、責任もない、そういう加わり方は通常ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤原義春委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今委員おっしゃっている、利益もない、損失もリスクもないということで一般的にはどうかというお話がありました。私どもの指定管理を募集するときの要綱に、確かにそこまで細かくはうたっておりません。なおかつ、私どもとしては、委員会で同じような事前質問をして、回答を先ほど企画課長が申し上げましたが、あくまで外部からの商工会との関係であると、施設運営について全てに情報を与えることはできないが、運営の一部として一つの仲間としてやる場合、今回の運営の中身を全て公開、共有できることで、商工会がいたほうが町内企業との連携協力を図りやすくなるであろうということが狙いとしてあるので、今回この3つで共同企業体として申し込んできたというようなことがございま

した。

それと、先ほどから少し金額が大分上がったというお話があったと思うんですけども、この件については、先ほども企画課長申し上げましたが、あくまで2者が3者になったからということではなく、人数設定、職員の配置の人数設定は特に変えておりませんので、あくまで昨今の賃金上昇と、この先5年間の人件費上昇率を加えたものが、大幅に上がっていたと。今までの人件費については、5年前のアイル・コーポレーション株式会社の手挙げ方式の金額で進んでいたのでもしかしたら結果的に今では安めになっていたのかなということも分析の中でありまして、金額については上がった。それと、商工会が入ったことについては、山野委員は少し腑に落ちないという部分がありました。私どもでも規定の中で利益配分、損失負担は必ず3者設けてくださいというような規定を申し上げておりませんでしたので、今回事業体の一つとして申請を受け付けたところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 繰り返しになりますが、利益相反が起きたときにどうするのと、あと、仮にもう一者例えば指定管理に応募があって、そちらは商工会入っていませんみたいな、そういうことも考えられたわけですね。ですから、商工会が入る以上は、責任を果たす上で入るなら分かるけれども、全く責任もない、収益もない、そういう形態というのは曖昧過ぎて、かえって裏が疑われるということになるんだと思うんですね。だから、ちゃんと5%なり、3%なり、それは分かりませんが、責任の分担を明確にして、そして3者の取り決めに明確にした上で、もう一度出していただくような形をお願いしたいと、これは要望になります。

○藤原義春委員長 五味委員、ありますか。

○五味雅美委員 今の問題ですが、まず、今回商工会が加わった理由については先ほど伺いましたけれども、将来的に指定管理を受託できる布石としてということだと思ってしまうんですけども、その具体的な内容についてですね、これは従来なかった新たな課題なんですか。例えば町内事業者を使うとか、そういったことについては新たな課題として入っているということなんですか。今まではどうだったんでしょうか。この商工会が加わる理由ですね、メリットとか。その部分についての課題とかテーマがあるわけですね。従来なかった新しい取組ということでしょうか。

○藤原義春委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 町発注の事業なので、狙いとしては町の事業者に大本の会社が委託先として選んでいただくのが、町にとっては理想かなというにはもともと考えておりました。今回商工会が入ることによって、総合センターの指定管理の大きい仕事の中で、どれだけ細かい部分が町の事業者至今已より多く仕事に分かれていくのかなということが狙いとしてはあったこととございます。今、五味委員のおっしゃった以前からの検討事項というんでしょうか、もともと町内の民間企業との連携体制については十分整備しておらず今後の課題として認識しておりましたという、アイル・コーポレーション株式会社からの言葉もありましたので、そこを補完するために商工会を一つの仲間として入れてあるというような質問の回答もありました。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうすると、今回商工会が加わったのは、アイル・オーエンスグループからの要望ということですか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 アイル・コーポレーション株式会社と株式会社オーエンスの2者としては、先ほど統括監が申し上げたとおり、町内の民間企業との連携体制が十分に整備されてないというところで課題を持っていたという部分と、あと、商工会においても町内企業の繁栄と地域の持続的な発展を目的とした取組をしていきたいというところがあったようで、そちらで思惑が一致したというようなところで、今回共同事業体になるに至ったと伺ってございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 リスク分担についてはゼロですから、利益配分はゼロと。それから、資金も人員も負担はないのということ、利益はゼロなんですけれども、そのかかった費用に対する収益も一切ないということ、いいんでしょうか。例えば町内業者をいろいろ選別するか紹介するとか、そういったことについての費用はないというんですけれども、収益も一切ゼロと。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 はい、現状ないと認識してございます。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そういった取組で、将来指定管理を受ける実績というか経験というか、それ

になるのかどうなのかなんですよね。仮に商工会が指定管理に将来的に収益を取れるようになって加わったとしても、発注するのは町ですよね、指定管理を発注するのは。町の指定管理が増えて、商工会に対する補助が減るだけの話にならないんですか。むしろそういうことであれば、町が仕様書なりそういった形で関与して、町内企業を指定管理者がちゃんと使うようにと関与していくといったことが、よっぽど透明性が出てくるんじゃないかと思うんですけれども。何か狙いは、あくまでも指定管理を将来取れるようになりたいということなんですか。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 皆さんの言うとおりでないと私思っています。

本来は3者になるときに投資をするんですよね。投資が全くないというので、もちろんそうすると当然リスクもあるわけですが、例えば10%の投資を商工会が出すことによって、その責任ははっきりするわけなんです。利益配分も、投資をしないといわゆる配当としてもらえないというのがあるんだと思うんですよ、税法上の問題もね。

ですから、その辺のところは、商工会としては名前だけということだと、その辺のところはどうだったのか、理事会で正式に決まったんだと思うんですけれども、どうだったのかがよく分かりませんが、この形でいくとなると、地元の業者をぜひ使ってくださいねという形で今回はそういうやり方なのかな。利益が会社として出ても、商工会は配当としては一切もらえないことなので、地元の業者を使っただいて、地元の業者がそれだけ助かればいいなことだけを求めているこのスタイルなのかなと一応思ったんですけれども。本来ですと、投資をして、利益が出たらその配当ももらうということにすれば、商工会としてもプラスになるなと思うんですけれども、商工会の会員の事業所を使っただけで今回はやっているんだと私思っています。

その辺、理事会でどう決まったのかというのは分かりませんが、難しいですよね。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 商工会が実績を蓄積されてきて、将来的に多少の負担が出てくると。そういった場合には、利益の配分も配当も何がしが増えるようになってくることが期待されているのかもしれませんが、その分、ですから当初のアイル・オーエンスグループは、今まで自分たちが取っていた利益が削られていくわけですよね。そうすると指定管理料が上がってくるんじゃないんでしょうか。結局それは町が負担することになるわけで。今はやりのあれじゃないですけれども、管理人になるんじゃないかなという気もするんです。

それと、確認ですが、利益の配分についてはゼロというのは分かりました。もう一度確認ですが、一切、例えば何がしかの費用がかかったにしても、それに見合う収益もゼロということでもいいわけですね、確認です。利益というのはもうけですから、もうけとは別にいろいろ費用がかかったら、それに見合うものは当然普通請求するわけで、そういった請求も一切ないと、そういった見返りの収入もないと、利益だけじゃなくてね、ということで間違いありませんね。それは、JVの中のことについては、町で確認できるのか、したのか、できるのか、あるいはすべきじゃないかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○藤原義春委員長　くらし産業統括監。

○澤田　勝くらし産業統括監　先ほど来お話をしております、利益に関してはゼロということと伺っております。例えば直接商工会が受ける業務があるかどうかは分からないですけども、そういったものが業務として商工会に発注されるということであれば、何らかのそれに対する対価というのは出てくるものだと思いますけれども、通常の業務の中での利益配分はゼロということになっておりますので、そちらについてはないものと思っております。

○藤原義春委員長　五味委員。

○五味雅美委員　当然対価出てきますよね。そうすれば、じゃそれが何%にそこに利益が乗っているのか、例えば100円の費用出したから、100円だけもらいますとはならないと思うんですよ。そのところは、やっぱり曖昧なものがやっぱり生じてくるんじゃないかなと思います。

以上です。

○藤原義春委員長　上野委員。

○上野尚徳委員　先ほど来いろいろお金の話なんですけれども、結局1億2,000万円ほど増加した部分の根拠、エビデンスの部分が分かればいいのかないかなというところがまず1点で、それが人件費という話だったんですけれども、人件費が本当にこのまま1.2億円増えたのかという部分。

それと、商工会が関わっていること、これは必ずしも悪いとは思わないんですけども、逆に先ほど来話があるんですけども、商工会にお金が入らない、共同企業体として一緒に何かをやったり、そういうふうなアドバイスをしたりするにしても、それにかかってくる部分がある中で、商工会もやはりそういう部分では適正なものが入るといってこの増額の中に含まれる、幾ら部分が商工会の部分ですよという部分がはっきりと分かってくれば、いろいろと皆さんの、私も含めて、もやもやとしている部分が解決できるのかなと思うんです。

けれども、この1億2,000万円程度増の査定、そういったものをどうやったのか。人件費だとしたら、例えば何人だった、単価幾らで何人ぐらいって想定するところが、単価がこれだけ上がったからこうなったよと、そういったところまで検討したのかどうか、その辺をお聞かせいただければと思う。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 人件費の積算につきましては、実績からではなく、令和5年国税庁の民間給与実態統計調査を基に平均給与を出しまして、そこに社会保険や厚生年金などの雇用主負担分を乗じた額に、物価高騰などの推移を掛けたものの引上げ率を掛けまして見込んだものとなっております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 その額がじゃ1億2,000万円増えたという、丸々そういう認識なんではないか。先ほど来、私も申し上げましたけれども、新しい取組として共同事業体が町に近い、商業者に近い人たちを登用するためということ、それを売りにもしするのであれば、当然そこに費用がかかってくるという中で、1億2,000万円が中の人、今までと同じ人件費の増加分だけというんだと、やはりどうなんだろう、その根拠が弱いのかなというふうなところが感じられるんですけども、その辺はどうなんではないか。

○藤原義春委員長 参事兼コミュニティ推進課長。

○影山 歩参事兼コミュニティ推進課長 人件費だけで1億何千万円と増えたわけではございませんで、主に増額となった部分につきましては、人件費、光熱費、本社管理費の部分でございます。人員につきましては、人数は変更はございません。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 先ほど来いろんな質問させていただいて、真摯に答えていただいて、ありがとうございます。

商工会の考え方というときに、ところどころで、と思うとか伺っているというご回答があるんですが、11月6日に質疑及びプレゼンテーションというのをされているかと思うんですけども、そこで恐らく委員とか、町も発注者ですから、新しく加わる商工会についていろいろ質疑されかたと思うんですけども、商工会はどのように関わっていくと、商工会からの回答というのは得ているんですか、発注者として。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらについては、主に事前質問ということで選定委員会に先立って質問を投げさせていただいたというところがございまして、こちらの回答を選定委員会の場でお示しいただいたんですけれども、こちらの回答についてはいわゆる3者、いなパブリックパートナーズとしてのお答えという形になってございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 商工会、公的団体でございますし、あと、私どもも会員の一部だったりしています。やっぱりどう考えても説明のつかない形態というのは、やはり商工会にとっても、あと町にとっても、あと指定管理にとってもよろしくないと思うんですが、例えばこの段階で採決する前に、必ず商工会の割合、負担割合、責任割合、収益割合、そういうものを盛り込ますことができますみたいな答弁は可能ですか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 こちらの責任割合については、1者必ず1%以上でないといけないとか、そういった定めがあるものではございませんので、町から必ず何%にしてくださいというような指導するというところについては、現状難しいのかなと考えてございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 定めがないのは、普通負担するからだと思うんです。だから、定めがないからゼロでいいという話にはならないと思いますので、そこも意見です。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 全く別の視点でお話をさせていただきたいと思います。

この後一般質問で青木委員が質問する内容にもかぶさっているかもしれませんが、私は今回の指定管理者の危機管理能力に関して確認をしたいんですけれども、老人福祉センターってレジオネラ属菌の関係でこの委員会の前にも、選定委員会の前にも2回ほど基準を超えているような形の経緯があったと思うんですけれども、私たちがいただいている資料の中には衛生管理能力に関する個別の記載が見当たらないんですよね。現在の指定管理者の衛生管理能力ってどのように判断されたんでしょうか、まずはそこを教えてくださいませんか。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○秋元和彦健康福祉統括監 現在の指定管理者の衛生管理能力につきましては、入浴施設衛生マニュアルに基づきまして現時点できる徹底した施設管理を行っていることにつきまして、

現場及び実績報告、また毎月行っております管理運営委員会、こちらで確認をしているところでございます。

また、許可権者であります鴻巣保健所からも、現場検査及び聞き取り調査をした際に、現時点できる施設管理を適切に行っている旨、回答いただいているところでございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 それでは、評価項目をいただいています。その中の(3)番が指定管理者施設を良好に運営した実績で、満点が35点のうち28点の評価が出ているんですけども、このレジオネラ属菌関係の評価はどのようにこの28点の中に反映されたのでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 今ご提示いただきました評価項目の(3)につきましては、申請団体の他自治体も含めた指定管理の実績について、モニタリング結果を確認してその上で評価をするというものでございまして、過去の総合センターでのレジオネラ属菌の検出状況については扱っていないものになってございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 ということは、逆にちゃんとやれているから問題がないという認識でよろしいですか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 今の評価項目の関係で言いますと、(8)番の施設設備の維持管理計画の適切化、効率化について総合的な評価というものを行ってございます。事業計画書には、施設管理業務としてレジオネラ症の発生防止策というところについても記載がございまして、そういったところも含めて総合的に評価をさせていただいてございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 今の話を聞いてなんですけれども、管理能力には問題がない。今回話をするべきなのかどうか分かりませんが、管理能力に問題はないけれども発生しているということは、逆に町の施設に問題があるというような形の捉え方で私たちはいいのでしょうか。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○秋元和彦健康福祉統括監 確かに施設の老朽化は進んでおりますが、今回鴻巣保健所からの指摘につきましては、例えばでございますが、レジオネラ属菌につきましては、川や土など自然界に生息する細菌のため、例えば利用者が畑仕事や庭の草むしりなんかをした際に土が

ついている状態で施設を利用したり、また、換気の際に窓を開けた際に土ぼこりと一緒にレジオネラ属菌が入り込んでしまった関係、また、タイルの目地の関係なんですけれども、こういうものに付着した菌が徐々に増殖して菌が増えていった可能性が大きいという形で、鴻巣保健所からは意見をいただいているところでございます。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 今のは一般的な話ですよ。逆に何回も繰り返すということは、世の中余りないと思うんですよ。一定の施設が何回も、今のおっしゃることが一般的な話であれば、じゃどこの施設も同じようにして何回も何回も繰り返すような形になるように捉えられるんですけれども、その辺のところをもう少し分かりやすく。言い方失礼ですよ、あそこだけなぜ発生、突出して2年おきに発生しているのかというのが判断できないと、私これに賛成という形にはならないんですよ、実際。これから5年間安全ですよというのを担保した上で指定管理者として選定するような形で私は捉えているんですけれども、これから2年間、また2年後に起きるといようなことを今のお話だと想定してしまうんですけれども、そのあたりはどうして感じていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○秋元和彦健康福祉統括監 先ほど答弁させていただきましたが、レジオネラ属菌自体、目視で明確に今窓から入ってきたとか、そういう形で確認ができるものであれば判断はつきやすいんですが、必ずしもレジオネラ属菌についてはそういう目視ができない関係がございますので、鴻巣保健所からも原因究明は難しいという判断をいただいているところでございます。ですので、指定管理者といたしましては、今現在できる、例えばシャワーヘッドの塩素による消毒、また配管の定期的な清掃、こういう人的に解消ができるものの対策については適切に実施をしているところでございますので、それ以外の原因究明が難しいというところにつきましては、鴻巣保健所と同様になかなか難しい対応になるのかなというところがあります。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 こういう言い方は変なんですけれども、原因究明ができませんけれども安全して入ってくださいと、町民に説明できるんでしょうか。それが今の答弁だと足りない部分じゃないかなと思っているんですね。

要は、施設を使う方って高齢の方が多いと認識をしております。そのときに、やっぱり体力的、我々健常者、私、健常じゃないんですけれども、健常者の方々のレベルよりも低い

方々が入っても安心してできるような衛生管理をしているから大丈夫ですよ、また逆に、町の施設はそこを担保した上で指定管理として選定しますよという理由づけがないと、今の段階では町民には説明できないんじゃないかと思うんですよね。原因究明をしました、けれども保健所から衛生管理には問題ありません。けれども、やっぱり特定した原因が分からないけれども今は解消されていますから、どうぞ使ってくださいというのが2年間、計2回、今回含めると6年にわたったような形になるんじゃないかと思うんです。その部分は、委員会での話とは別になっちゃうのかもしれませんが、担保するためには、そこを何か選定委員会であったり町としては考えた上で、じゃここを選んでもいいんじゃないかというような形になったんですけれども、その辺のところって、何か町民の方に説明するときにはどういう言い方をするのか、安心してくれ、安全ですよと担保するためにはどういう説明をするつもりでいらっしゃるのか、教えていただけるとありがたいです。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○秋元和彦健康福祉統括監 こちらにつきましては、過去2回レジオネラ属菌が発生した際にも、鴻巣保健所からの指導によって適切に管理はしているところでございますが、今回そういうほかから持ち込んだ可能性というのも否定できないということになりますので原因究明は難しいという形にはなるんですが、定期的な水質検査を行っていきまして、菌が発生した際につきましては、直ちに報道発表するなり、施設への掲示、また施設の閉館など適切に対応させていただいているところでございますので、この辺ご理解いただければと思います。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 私からの提案なんですけれども、今回これでどうするのかというのはこの後になると思うんですけれども、例えばこの指定管理者を継続してやるのであれば、水質検査とか何かをオープンにすることは可能なんですかね。管理していますよというのが町民に伝わってこないんですよ。大丈夫ですよと言われても、大丈夫かどうかは何の根拠もないうちで判断しなくちゃいけない状況なので。

私が調べる限り、どこも必ず水質検査や業者や入れたりとかいろんな形で管理表なんかを取ってあったりとか、保管期間を定めてやったりなんかしているものですから、大丈夫ですよ、安心して、原因は分からなかったとしても、町として、また施設としてこういうような形のエビデンスに基づいてやっていますというのが打ち出せれば、ああちゃんとやっているんだ、ただ常在菌だから、そういう経緯を踏まえてやっぱり難しいんだなど、使う側も少しは考えなくちゃいけないんじゃないかなというような形が本来あるべき姿で、私いつ

も言っていると思うんですけれども、透明にできる部分というのは、できるだけオープンにしてデータを出すなりして、いずれもしかすると私たちが使うかもしれない、利用させていただくかもしれないけれども、こういう経緯があるから安心して使えるだろうなとして、私は認識すると思うんですよね。

ですから、町として、ここが再度管理する場合においては、蓄積したデータを定期的に発信することによって、管理しています、安心してくださいという最低限のデータを開示することは可能でしょうか。

○藤原義春委員長 町長。

○大島 清町長 安心して入ってもらうということが一番大事だと思うんですね。ですから、そういう意味では、今たしか月2回やっているんですけど、今までは、年に3回。年に3回の消毒ということのようです。ですから、もっと小まめにやって、数字のデータをしっかりと把握するということが大事ですよね。ですから、急にそれは起こるということがあるんでしょうけれども、年2回じゃ少な過ぎるかなと思うので、その辺をもう少しデータをしっかりと捉えて小まめに、起きた以上はもう週1回ぐらいの消毒をする、あるいは消毒菌を入れる、次亜塩素酸を入れる、そういうものをしっかりとやっていかないといけないと思うので、町民の皆さんが安心して入れるという、そういう体制づくりといいますか、それをちゃんと数字を出して把握させるということが、仲島委員おっしゃるとおりだと思うので、その辺をしっかりと対応させます。

早く利用したいという方も、ニーズも、1日平均50人ぐらいはいらっしゃるようです。ですから、町長、早くやってくださいよと私も聞いていますので。ただ、安心して入ってもらうには、すぐというわけにはいかないよということで今止めてあります。ですから、そういう意味で、もうここしか入るところがないんだよと、そういう人が50人ぐらいいて、それがもう毎日来ているということのようですので。ですから、もう非常に困っちゃっているよという方もいらっしゃると思いますので、もう早く消毒をして、早く使えるようにしてあげたいという親心があるわけですが、でも安心してということにつなげていかなくちやならないということ、今ジレンマにかられておりますけれども、数字のデータをしっかりと管理させたいと思っております。

○藤原義春委員長 いきいき長寿課長。

○高橋利恵子いきいき長寿課長 今町長から申し上げさせていただいたなかで、レジオネラ属菌の水質検査につきましては、令和4年の発生以降、年2回行っていたところを今は年3回

行っているところでございます。消毒に関しましては、毎週1回は配管を循環させて消毒しております。清掃はもちろん毎日行っておりますし、塩素の濃度がどれぐらいかというところを1日3回測定しているなど、前回発生した当時に入浴衛生管理マニュアルという徹底したものをつくりまして、それに基づいて衛生管理を行っているところでございます。

また、今回のレジオネラ属菌、水質検査の結果につきましては、ホームページなどには公表しておりませんが、センターの掲示板に年3回の結果を掲示して、皆様にお知らせしております。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 丸山は高齢者の方が多いので、また使いたいという声もありますので、ぜひその辺のところを再発しないような形、また再発したとしても、今回は町とか管理者が原因ではないという部分をしっかりアピールしていかないと、変な話、また起きたのかと思われてしまうのは、行政側からすると悔しい思いにつながると思っていますので、ぜひその辺のところ、透明性という部分と、同じ管理者であれば、もう一度管理の仕方を考えていただくということを検討いただければよろしいかと思えます。

以上です。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 先ほど申し上げました増額の部分に関しまして、詳しい資料を出していただくことができるのか。結局この増額の部分が妥当であればという部分、あれば理解できる部分もあるんですけども。それに伴いまして、商工会が関わる理由の部分、商工会にとってのメリットの部分、このタイミングであれなんですけれども、商工会からもう一度聞いていただいて、逆に費用、このJVの中でお金が本当に要らないというようなところだとかというの、もう一度検証してもらおうというのはどうかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時58分

○藤原義春委員長 休憩を解いて、会議を再開します。

副町長。

○秋葉宏和副町長 ただいま上野委員からご指摘があった金額のところについては、これは確認して、お示しできるように改めてしたいと思います。基本的には、繰り返しの説明になりますけれども、純粋に商工会が入って2者から3者になったことによる上乘せとか、そういったことではないということを証明するための資料を出すということをお願いしたいと思います。

私がここでご発言させていただきたいと思ったのは、私、先ほど来から武藤委員からもメンバー誰だと言われていた部分の伊奈町指定管理候補者選定委員会の私、委員長なんです。11月6日のときの議論にも当然参加していたし、その委員会の座回しをしていました。

商工会、責任割合、利益割合ゼロというところについての異論というのは、当然私も感じましたし、委員からもたくさん出ました。先ほど来からの説明の中でも出ていますけれども、総合センターの施設管理、あるいは総合センターで通常業務を行う中で妥当な金額で、個々に先々商工会の会員企業に発注等の情報管理が適切にされて、通常ではなくて、商工会がいわゆる3者として入ることによって、その情報がより機動的になって迅速かつ適切な対応が取れるだろうと、そういうメリットが想定されるというところを最大のメリットとして、委員会のときに説明もあったし、プレゼンでの説明もあったし、委員としてはそこを納得材料として受け取ったということでもあります。

先ほど武藤委員から話がありました、いわゆる商工会の実績についてということなんですけれども、この状態のままで商工会の実績として判断できるのかどうか、いわゆる名義貸しの疑いと思われるんじゃないかというご指摘があったんですけれども、それは今ここでいうか、ここで評価することではなくて、いわゆる一つの申請主体となり得るかについては、次回、5年後になると思いますけれども、指定管理候補者の選定委員会のときにどう評価されるかということになるのかなということで、11月6日の委員会のときにはそういった議論にはならなかったですけれども、今この場でそういった意見が出されたということについては、私はそう認識しておりますし、これはもう先ほど共有しましたけれども、執行部側としてもそういう認識しております。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員、よろしいですか。

○上野尚徳委員 提出していただけるということなんですけれども、できれば採決取る前に見たいなというところが思うところなんですけれども、その辺は今日このまま採決するのであれば、採決するまでの間に提出していただくことはできるのでしょうか。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 零時 11分

○藤原義春委員長 休憩を解いて、会議を開きます。

この第73号議案については、後日資料が整い次第、総務建設産業常任委員会を開きます。次の審査に移ります。

ここで、請願に係る部署以外の執行部は退席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 零時 18分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、請願受付第1号 県民活動総合センターの存続を求める請願を議題とします。

請願人の入室を許可します。

暫時休憩します。

休憩 午後 零時 19分

再開 午後 零時 19分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、議会基本条例第5条第4項の規定に基づき、請願人の徳江義之氏にご出席いただき

ましたので、ご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見を伺う前に進行方法について申し上げます。請願人から5分以内で意見を述べていただき、その後委員から請願人に対して質疑を行うことといたします。なお、ご発言の際にはその都度委員長の許可を得てご発言くださるようお願いいたします。また、請願人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ了承をお願いいたします。

それでは、よろしく申し上げます。

○徳江義之参考人 本日はよろしくお願ひいたします。

私、伊奈町中央五丁目に在住する徳江と申します。今回、県民活動総合センターの存続を求める請願書を提出させていただきました。

この件に関しては、まず議員の皆さんが9月議会において町長に要望書を出されたこと、それを受けて大島町長が、令和7年10月28日に県知事に対して慎重な議論を求める要望書を出されたことについて、敬意を表したいと考えております。ただし、そのどちらの要望書も、県民活動総合センターの存続を全面に押し出した要望書ではなかったものですから、今回改めて県民活動総合センターの存続を求める請願書を提出させていただいた次第です。

私事になりますけれども、私は伊奈町の町民であるとともに、県民活動総合センターの利用者でもあります。4年前初めて、県民活動総合センターのこどもの居場所づくりセミナーというのに参加しまして、その後、伊奈町や上尾市でこども食堂に関わっております。また現在は、埼玉未来大学に通っております、今年で4年目となっております。そのような中で、今年の3月に県の検討委員会で、県民活動総合センターについて廃止すべきという報告が出されたということを聞きまして大変驚きました。

県民活動総合センターは、伊奈町のシンボリックな存在であり、伊奈町をはじめとする近隣の市町村の文化、スポーツの交流場所として、多くの方に利用されている施設です。その施設について、県民、伊奈町の住民に周知することもなく、また意見を聴取することもなく、唐突に廃止すべきという報告が出されたことに非常に違和感を感じております。また、報告書を読みましたが、廃止すべきという根拠についてはとても納得のいくものではないと考えております。

埼玉未来大学に通う仲間からも、県民活動総合センターがなくなるとは非常に困るという意見が非常に多かったものですから、そのメンバーを中心に県民活動総合センターの存続を求める利用者有志の会というのを立ち上げて、署名活動を開始いたしました。県民活動総合センターを利用するほかのサークル等にも声がけをして、署名をお願いしております。

また同時に、伊奈町に住む方の多くがこのことを知らされていないということが分かりましたので、利用者の会とは別に、存続を求める伊奈町民の会という会も立ち上げまして、こちらでも署名活動を続けております。現在は、22ある自治会区長にお伺いして、町内会で署名をお願いできないかということでお願いをしまして、現在に至っております。

県民活動総合センターは、子供からそれこそ高齢者に至るまで、年間70万人を超える方たちが利用している施設です。まさに、文化、スポーツの発信場所と言えるところです。単に存続か廃止かという選択ではなくて、利用者へのサービスを向上させてより発展させるためには、どのような施策を講じればいいのか、そういう視点で議論をされるべき問題だと考えております。

廃止の理由として、1点、唯一当てはまるとすれば、修繕費用がかさむということだと思いますが、多くの子供たちもここを利用しております。学びやスポーツの拠点として利用しております。それを存続させることは、子供たちあるいは孫の世代に対する投資であると考えておりますし、そのような観点で考えるべきであって、これこそが県の行政として考えるべき責任ではないかと考えております。

既に皆さんご承知かと思えますけれども、近隣の上尾市や春日部市では、県民活動総合センターの存続を求める意見書が9月議会で採択をされております。方向性が固まってしまっただけでは遅過ぎると考えております。地元の伊奈町としても、ぜひ今議会で同様の意見書を県知事宛てに提出することをお願いしたいと考えて請願を出しました。

以上、よろしくお願いいたします。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

以上で請願人のご意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 請願ありがとうございます。

非常に真摯な思いで、私ども議員も既に要望書も上げているところでございます。

今回の請願の前提につきまして、確認をさせていただきます。

趣旨のところにありますように、県民活動総合センター存続を求める意見書等を含む積極的な働きかけを、引き続き伊奈町議会としても埼玉県知事に対して行っていただきたいという請願になっております。

先ほど、提案者のご説明いただきましたけれども、一度知事に町長も向かっておりまして、知事からのある程度の反応も聞いております。したがって、この文章は意見書等を含む積極的な働きかけを引き続き行う請願ということでありまして、意見書そのものにつきましては、時期、内容、これについては改めて議会で検討するということの、一応前提をいただいた上で請願に入っていたいただいと理解しております。その点、それでよろしかったですよね。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 山野委員はじめ、紹介議員の皆さんとは事前に話をさせていただいて、確かにどういう方法を取るかというのは、最終的には議会で決めていただくことだという、その認識は間違いないと思います。

ただ、また当時とは状況も変わっておりますし、私も今回の請願の趣旨説明をさせていただくに当たって、昨年9月議会の白根議員が、この県民活動総合センターについて一般質問をしております、それに対して県知事が答弁した内容も改めて視聴いたしました。

その中で、県知事は、今後さらなる行政改革を進めるためには、公の施設の今後の在り方について検討が必要だという前置きをした上で、公の施設の在り方の検討に当たっては、30年以上経過した施設のうち利用者が減少している施設、近隣の類似した施設との競合状況、今後見込まれる修繕費用などの課題が見込まれる施設について検討して、提言をもらったと述べております。同時に、いただいた提言を真摯に受け止め、令和8年度からの次期行財政プログラムにおいて改革の方向性を示したいと答弁されているんですね。

私も当初は、そんなすぐに決まることはないだろうと思っていたんですけども、この知事の答弁の中の、令和8年度からの次期行財政プログラムにおいて改革の方向性を示したいというのは、もう来年令和8年度ですから、そうすると令和8年度に向けた例えば3月議会とかそういうところで、そういう方向を示すんじゃないかなという気がして仕方ないんですね。

私も今回署名を立ち上げて、いろんなサークルの方に署名を協力していただきました。もう既に署名は2,500筆を超えております、ペーパーで。先ほど言いましたように、町内会にもお願いをして回覧で回していただいているんですけども、そろそろ集まってくる時期なんですけども、今日現在で2つの町内会の区長から連絡いただきまして、署名が集まったので取りに来てほしいということで連絡をいただいております。その2つの町内会だけで750筆の署名が集まっているんですね。これからもっともっと町内会から署名が集まると思いますので、この県民活動総合センターを存続させてほしいというのが、やっぱり町民の意

思、総意であると私は考えています。

ですから、方向性が決まってしまう前に、伊奈町議会の議員の皆さんからも、そういう意思をもっと明確にして出していただきたいと考えております。確かに、請願書には、意見書を含む積極的な働きかけと書いてありますので、意見書ではない積極的な働きかけってあと何が残されているのかなとも思いますし、最近の今申し上げた状況等も踏まえて、ぜひ議会で議論をしていただいて、意思表示を出していただきたいなと考えております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ということ、熱意があふれていらっしゃるの、一生懸命意見書を触れていただいておりますが、意見書については議会で検討するという、その前提での署名ということ、その点については確認でよろしいですね。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 はい。

○山野智彦委員 ありがとうございます。そういう前提での協議をお願いします。

○藤原義春委員長 ほかに質疑ありますか。

五味委員。

○五味雅美委員 請願人には本当にありがとうございます。

私たちの会派も、前回の一般質問で県民活動総合センター動センターについては存続すべきだということで、議会でも取り上げております。

請願人に幾つか伺いたいんですけども、いろいろな団体を回られて、区も22区全部回られたんですか。そういった中でまず、区が22、そのほかに利用者団体いろいろあると思うんですけども、おおよそどのくらい回ったのか、その中で利用者からのどんな声が出ているかをお聞かせいただければと思うんですが。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 利用団体については、正確に記録していないんですけども、今まで30ほどのサークル、団体にお声がけをいたしました。

一律に返ってくる言葉は、え、そんなこと全然知らない、ここ県民活動総合センターがなくなったら本当に困る、もう15年、20年とずっとサークル活動を続けていらっしゃる団体が結構あります。象徴的だと思ったのは、体育館を使っている団体、剣道とかバレーボールとか卓球とか、そういうところの方のご意見も聞いたんですけども、皆さんがおっしゃるのは、もちろんなくなると困るんですけども、廃止とかを考えるよりは、まず体育館にエ

エアコンを入れてほしいと、去年、今年の夏の暑さでは、エアコンがなかったらば熱中症の心配で、とても練習どころではない。もっともっと県民活動総合センターのサービスを向上させて使いやすいような、そういう立場で県民活動総合センターのことを考えてほしいというのがいずれのところからも上がっております。

あとは、陶芸サークルについてお声がけしたときに、皆さんご承知かと思うんですけども、県民活動総合センターには、陶芸を炉を回して作った作品を焼く窯があるんですね。その陶芸の作品を焼く窯をちゃんと備えているようなそういう施設って、私ほかに聞いたことがないんですね。ですから、ここの陶芸サークルの方は、ここがなくなったらば次どこでやればいいのか、自分たちでそういう窯を整えないといけないのかと思うと非常に困るという話をされていました。よろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

次に、今山野委員からもありましたけれども、存続を求める意見書等の提出を含む積極的な働きかけをとあります。意見書の案も添付されていますので、少なくとも意見書はもとより言わずもがなということだと思うんですが、ほかに具体的に何か議会に求めるものはありますか。それ以外のやり方について。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 個人的にはあくまでも意見書という形で、先ほど言いましたように既に近隣の上尾市とか春日部市、ほかに新座市も提出したけれども不採択だったという話を聞いているんですけども。やはり近隣の市町村ではそういう動きが始まっておりますので、地元の伊奈町議会は積極的な形で動かないんですかということと言われることがないように、ぜひ本来はやっぱり意見書という形で、明確に県知事に意思表示をしていただきたいと思います。お願いします。

先ほど言いましたように、逆にこれ以外で積極的な働きかけというのがどういふのか、もしご提案があれば伺いたいと思っております。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 私も紹介議員に名を連ねているので、お話は時宜にかなうところもありますけれども。そうしますと、請願人の要望としてはまずは意見書ということだと思います。

そうしますと、例えば趣旨採択みたいなものというのは、その中に含まれているのかどうか、確認ですが。

○徳江義之参考人 申し訳ありません。趣旨採択というのはどういうことなんでしょうか。

○藤原義春委員長 五味委員。

○五味雅美委員 趣旨採択というのは、請願の趣旨については賛同するけれども、特別な動きはしないという、要は話は分かりましたということです。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 繰り返しになりますけれども、意見書を含む積極的な働きかけということで、紹介議員の皆さんにはご賛同いただいたと考えておりますので、もし静観するということになる、それは積極的な働きかけにはならないと思っておりますので、もし先ほどの趣旨採択というのがそういう意味であるとすれば、私としては納得がいかないという気持ちでおります。

○藤原義春委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 本日はご出席ありがとうございます。

先ほど、山野委員、それから五味委員、それぞれ紹介議員にも名を連ねている方から質問してお答えいただきました。

少しやり取りに山野委員のときと五味委員のときと差異があるのかなと思ったんですが、請願に対して採択した場合、当然伊奈町議会として動く義務が出ますので、そういったところ明確に確認していきたいところですのでお伺いしますが、五味委員の質問の中では、意見書がまず言わずもがなであると、先ほど請願人の徳江様からは、令和8年度の3月に間に合うように時期的には動いてほしいというお話と。あと、山野委員とのやり取りの中で、意見書をいつ出すのか、内容はどうするのか、それに関しては議会に任せるというご発言をいただきました。

請願書の3ページ目にも意見書の案ということで作成して、請願の一部として出しているんですが、まず、繰り返しになりますが、請願で求めるのはこの意見書の提出は言わずもがなやってほしいということと、早急にやってほしいということと、あとこの意見書案については、採用してほしいというご希望もお持ちでつけていただいている形になるんでしょうか。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 まず、この意見書案については、私でつくったものですので、それは最終的には議会、議員の皆さんが相談して決めていただくことだと思うんですが、私が求めているのは、あくまでも存続を前提にした議会としての行動をお願いしたいと思っております。

ますので、一番はやはり意見書だと思います。

繰り返しになりますけれども、意見書という形で提出できないのであれば、伊奈町議会の議員の皆さんは、どういう形での積極的な働きかけというのがあるのか、私行政のことそんなに詳しくありませんので、どういう形があるのかというのをお示しいただければありがたいなと思っているんですけれども。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 お願いします。

徳江さんにお聞きする前に、ベースになる部分なんで、執行部に一旦質問したいんですけれども、よろしいですか。

○藤原義春委員長 よろしいです。

○上野尚徳委員 先ほども我々の要望書について、話が徳江さんから出たんですけれども、今その要望書の取扱いというのは、一部お答えいただいているお話も出たんですけれども、どのような状況で県にはどういった形で伝わっているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 先ほどもご案内いただいたところで、10月28日に町としての要望書を出させていただいたところでございますけれども、それと併せて、議員の皆様から頂いた要望書についても、写しを県には共有させていただいております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 そういった意味では、今我々が提出したものも含めて、県で検討を始まっている、もしくはこれから始める、そういった認識でいてよいということでよろしいですか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 お見込みのとおりでございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 そういったところを前提、ベースに置いて質問させていただきたいと思うんですけれども。

今、お話がありました中で、やっぱり意見書の提出に関しての部分が少し、取扱いどうしようかなというところで悩んでいるところなんですけれども、最終的にどこかのタイミングで、例えば県も今検討し始めてくれている、そういった中で、そこにかぶせるような形の意見書というのがどうなのかなというところを今正直考えているんですけれども、意見書は提

出すなら提出するとして、ただ、今検討してもらっている中で、即時にすぐこの内容の意見書を出すかどうかというのがどうなのかなど。

そういった中で、徳江さんとしては、この意見書というのはすぐに出すべきもの、もしくはこの内容に関しても、すぐにこの内容のまま、もしくはこれに準じた形で出すべきものとお考えなのか、趣旨のところにある意見書の時期だとか、そういうものだとか内容だとかももう一回議会で議論した上で、一番適したタイミング、よいタイミングでなるべく早めのよいタイミングで出せばいいよと、それが来年度になってしまうタイミングかも分からないですし、そういう県から動きがあったタイミング、そういったタイミングで意見書を出すということでもよいとお考えなのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○藤原義春委員長 請願人。

○徳江義之参考人 紹介議員の皆さんといろいろお話をさせていただきました。

先ほども言いましたように、当時とやっぱり今では状況も変わっていると考えているんですね。私も直接県庁の行財政プログラムというのを管轄している企画部署だと思うんですけども、電話をしました。明確な答えは返ってこなかったんですけども、今後県民だとか伊奈町の住民の意見を聞くような場所を設けたいというようなお話もあったんですけども、ただ、先ほどの県知事の答弁の内容とかと合わせると、その行財政プログラムの会議が2月にあるらしいんですね。そこでもし方向性が決まってしまうたらば、その後に意見を聞かれてももうどうしようもないと考えているんですね。ですから、早い時期に伊奈町として出していきたい。

冒頭言いましたように、9月議会の議員の皆さんの要望書とか、大島町長の要望書って本当にありがたいと思っているんですけども、やはりよく読んでも、必ずしも存続を前提にしたものではない。もし、県の検討委員会の提言どおりに廃止する場合にはどうするかというような項目も入れた要望書になっておりますので。

私も署名集めながら、いろんな団体から話を聞きましたけれども、どこもやはり代替できるような場所はないと。署名も今すごい勢いで集まっております。伊奈町の有権者人口って多分3万五、六千人ぐらいだと思うんですけども、絶対にそれはその1割を超えます。それだけの数の方が署名に協力してくださっているということは、存続が伊奈町の住民にとっての意思だと思っているんですね。ですから、そのあたりを改めて考えていただいて、この時期にもう一度、存続を前提にした意見書をぜひ提出していただきたいと今私は考えています。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ということは、12月議会に提出を求めているというようなご意見ということ  
でよろしいでしょうか。

○徳江義之参考人 そうですね、それに合わせるために今回請願を出させていただきましたの  
で。

今、当初は、県民活動総合センターが廃止されるかもしれないということを、伊奈町の人  
たちはほとんど知りませんでした。今、回覧でも回していただいて、かなりそのことが広ま  
っています。そういう中で、伊奈町として特に動きが見えないとなったときに、やっぱり伊  
奈町に住んでいる人たちはどうなっているんだと思うと思うんですよね。ですから、そのた  
めにもやっぱり伊奈町の住民の意思を尊重するという意味でも、ぜひ議会として動いていた  
だきたいと考えております。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 以上で請願人に対する質疑は終わりました。

請願人は退席をお願いします。

〔請願人退席〕

○藤原義春委員長 本請願について、委員各位のご意見ををお願いします。

それでは、一人一人の意見をじっくり言ってもらいたいと思いますので、上野委員か  
ら順番に……

暫時休憩します。

休憩 午後 零時49分

再開 午後 零時50分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより一人一人ご意見を言っていただきたいと思います。

上野委員からお願いいたします。

○上野尚徳委員 今、質問をさせていただいたわけですがけれども、請願のここに書いてある趣  
旨に関しては賛同する部分ではあります。

我々としても働きかけをして、意見書を含む積極的な働きかけをする、そういった意味ではその部分は賛同するところなんですけれども、先ほど質問の中で回答いただいた中で、後ろについている意見書を提出するというのが、請願の中に入っているという認識で受け止めました。これに関しましては、意見書は出すのは出すで、またみんなで議論しながらやれば良いと思うんですけれども、出すにしてもこのタイミングじゃないのかな。

先ほども執行部からもありましたけれども、今我々が出した部分も、今議論を始めたばかりというタイミングの中で追いかけてこういったものを、また、意見書の内容に関しましても、議論する必要があるのかなという中で、12月議会、もしくは3月議会でこの意見書を出すということが前提であるのであれば少し違うのかなと思っているところです。

そういった意味では、趣旨に関しましては賛同するので、私としては趣旨採択、その辺が妥当なのかなと考えています。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 零時52分

再開 午後 零時52分

○藤原義春委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

上野委員。

○上野尚徳委員 再度確認なんですけれども、私たちが、提出させていただいた要望書に関しましては、今、県でこれから議論を始めてもらう、始まっている、そういった認識ということよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 要望をしにいった際には、県は方向性としてまだ何も決まっていないところでした。その上で、町から提出させていただいた要望書に加えて、議員の皆様からいただいた要望書も含めて、今後、検討をさせていただくというところで、コメントをいただいております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 それでは、我々も含めた部分の要望書、意見書に対しまして、検討してもらえるように催促する、催促というとあれですけれども、促すというような方向の働きかけと

いうのを、町ではしていただける方向で考えているということによろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 これから県が検討していく中で、当然町としても情報を取りにいたりですとか、どういう状況なのかというところで何うというところもございますし、知事からも町の役場だけでなく、各方面、いわゆる関係団体とか、そういうところも丁寧にコミュニケーションを取りながら、検討していきたいとおっしゃっていただいておりますので、町としても県との関わりというところは、今後も引き続き強めていきたいと思っております。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 これは答えられたらということになると思うんですけども、今、請願者から話があった中で、2月等に一気に話が進んで決まってしまうというようなことというのは考えられるのでしょうか。

○藤原義春委員長 企画課長。

○佐藤亮太企画課長 これについては、かなり大きな問題、いわゆる費用対効果の部分もございますし、関係団体とのコミュニケーションもこれからやっていくというような中で、なかなかこれから年度内に何か具体的な方向性を出す、施設についての具体的な方向性を出すというところについては、なかなかそういったところがまとまらないだろうなどは考えてございます。

県から特に具体的なスケジュールもまだ示されていない中で、急に年度内に何か具体的に決まるということはないのかなと考えてございます。

○藤原義春委員長 ほかに執行部への質問等ありますか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 それでは、暫時休憩します。

執行部の退席をお願いします。

休憩 午後 零時55分

再開 午後 零時55分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

五味委員、お願いします。

○五味雅美委員 まず、埼玉県の公の施設の在り方の件なんですけれども、そもそも県が廃止したいものをリストアップして、有識者委員会に諮問しているんですよね。ですから、県の姿勢はなくしたいと、そのいわばお墨つきをもらいたいという流れになっているわけで、ここで答申が廃止すべきだとなれば、県はその方向で動いていく、これはもう当然なことなわけです。それが、だからもう2年、3年の悠長なことを言っている状況ではないということですから、何も決まっていないということで考えるのは、まず間違えじゃないかなと思います。

それから、議会から町長へ、それから町長から知事へと要望が出ています。その内容は情報収集と熟議、それから意見聴取、それから情報提供、こういったものを十分に行うことということで、廃止の撤回はいずれの要望書も廃止の撤回、要するに存続はいずれの要望書も求めているんです、必ずしも。ですから、これが変わるものではないし、したがって、これで様子見ていけば、先ほど言いましたように、ただ廃止の動きが流れていく、進んでいく、それだけだと思います。ですから、そのことにとらわれず、こだわらずに存続を求めるということでいくべきだと、私は思います。

請願人本人も言っていましたけれども、上尾市議会、それから春日部市議会、それぞれ要望を出しています。地元の伊奈町議会が地元でありながら出さないのかと、存続を求める要望ですよ、両方ともそうです、存続を求める要望なんです。伊奈町議会がそれを出さないのかということ、私はあり得ないんじゃないかなと思います。

そういったことで、どういった意見書を出すかは、これは当然議会で決めるべきことから、一字一句このとおりに出さなくちゃいけないということはないと思います。ただ、あくまでも趣旨は存続を求めるということであって、それを損なわない範囲でということだと思うんです。

そういった意味で、私は正式に採択して、直ちに速やかに意見書を提出するべきだと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 戸張委員、お願いします。

○戸張光枝委員 今回の請願につきましては、県民活動総合センターの存続を願う真摯な声として、しっかり重く受け止めております。でも、しかしながら本件につきましては、既に議会として町長に要望書を届け、また町長から埼玉県知事へ直接思いを届けていただいたという、着実に物事が動き始めている流れがあります。また、私ども公明党の県議会議員も当案

件に関しまして、12月定例会において県政にただすと聞いております。

そうした流れの中で、改めて同趣旨の請願を委員会として採択するということは、この流れが不十分であるかのような印象を生む可能性がないのかという懸念があります。

請願書の思いは十二分に理解し、共感もいたしておりますが、その上で、現在の町の取組を尊重しつつ、請願者の趣旨を確かに受け止めたという意味を明確に示すということで、趣旨採択が適切であると考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 仲島副委員長。

○仲島雄大副委員長 最初になんですけれども、紹介議員の一人として、徳江さんがおっしゃっていた2月の話を副町長に直接投げかけまして、実際にそういう動きを徳江さんにご心配されているんだろうけれども、それは本当のことなのかという確認をあえて副町長からしていただいたところ、その動きには県にはないというような明言をいただいております。

実際に、町長が要望書、また我々議会から、そういう要望をいただいているんで、それを飛ばして動くようなことはないという裏づけを私自身はいただいている部分を含めて、それと上野委員もおっしゃっていますけれども、やはり効果的な部分というのが必要だとは思いますが。

それで、請願の最初のところには、それに近いような文言で存続を求める意見等を含む積極的な働きかけという言葉をあえて入れていただくような形にしております。要望書を出すことはやぶさかではないと思うんですけれども、タイミングというのは見計らなくちゃいけないんじゃないかなというのは、私自身としても考えているところです。

ただ、趣旨採択という部分であれば、それで終わってしまいますので、その次のアクションを考えた上では、この請願に関しては採択というような考え方。

ただし、最初の請願の出してきた文章の部分は、あくまでも尊重すべき内容じゃないかなとして、私自身は考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 今回の県民活動総合センターについての在り方検討委員会の調査といいますか、根拠が極めて薄いところをすごく感じております。五味委員もご指摘されたように、初めにターゲットニングしているんだなというのは、確かにそう思うところであって、しかしながら、あまりにも根拠が薄くて、代替施設があるなんていうのをどう調べて、どう回答

したんですかというところでは、大変これを推進するというのは難しい面も相当含んでいるんじゃないかなと思います。

あと、徳江さんの発言の中に、9月の知事の答弁を二度ほど触れられたところがありましたけれども、その後に要望書が出て、そして、大島町長が要望書を持っていき、議員の要望書も届いていて、知事もこれからの検討ですと答えている部分があります。そういう意味では、趣旨を酌んで意見書等含む積極的な働きかけを引き続き、町議会としても行っていく、町を通し、あるいは県会議員を通し、いろんな形での働きかけは実際にできますので、必ずしもこのタイミングですぐ意見書を出すのが効果的かという、私は県の動きも見ながら出すようにしたほうがいいのではないかと思います。

そういう意味で、この請願につきましては、取扱いにつきましては、例えば採択はしますと、ただし意見を添えますということで、意見書の提出についてはやはり提出時期、内容、これは議会で審議して行うこととしますということで受けつつも、意見書の中で、意見の中で意見書の取扱いについては、あくまで議会で内容を決めていきたいということで触れていくというのが妥当かと思います。

存続を求めるにしても、単純に反対をする方法ももちろんあるとは思いますが、状況を見ながら柔軟に意見に対して意見を言うタイミングもあろうかと思うので、そういう含みを残した形で、意見書については議会で時期も内容も判断をしますという意見を添えた採択というのものもあるかと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 武藤委員、お願いします。

○武藤倫雄委員 請願者の方は明確に意見書を速やかに出してほしいというお答えがあった中で、今、この意見の発表の中で、今ではないけれども採択でいいんじゃないかというのは、請願者の意図しているところと違ってくるのかなというのがまず1点。

それと、山野委員がおっしゃった議会として意見といいますか、条件といいますか、それを付して採択するというのは、これってそもそも住民の請願提出権ですから、それに手を加える、議会側が手を加えるというのは、やっていいことなのかどうかというのは少し疑問があるのであります。

私としましては、先ほど来ありますように、伊奈町議会で9月に要望書を出して、10月25日に大島町長が直接大野知事と面会して、28日ですね、面会をして、その中で年間利用者が75万人にも上ることも県は承知しています。要望書の内容をしっかりと受け止め、県として検

討をしていきたい、担当部局には伊奈町ほか関係各所としっかりとコミュニケーションを取って対応するよう指示をした、現時点では県としてまだ何も決まっていない状況であるという言質を大島町長、副町長、それから企画総務とくらし産業の両統括監が大野知事より直接得てこられたという報告を受けています。

私たち伊奈町の議会議員全員がまさに町民の声に押されて、町民のため、施設利用者のため、施設そのものの重要性を鑑みて提出した要望書に始まって、伊奈町、そして埼玉県が真摯に対応されている今にあっては、少し今後の経過を見るべき時期だと思っています。それは先ほど戸張委員がおっしゃられた町、それから県との信頼関係といえますか、そういったものに基づいて進めていくべきだということも含まれます。この状況にあって、請願者の求める意見書の速やかな提出をすることは適切ではないと考えています。

ですので、ただし請願者の方の思い、それから意見の中で多くの方の署名が集まっているという町民の思いというのは十分知ることができましたので、その意向をしっかり尊重しながら、当然我々議会は今後、前に出した要望書に対して出して終わりではないわけですから、引き続きここからいろんな働きかけとチェック等をしていく必要があるかと思えます。

それをしていくことを胸に刻みながらといえますか、今回の請願書と請願者の方の意向の本意のところを鑑みますと、今回の請願に対しては趣旨採択とするのが妥当かと思えます。

以上です。

○藤原義春委員長 川内委員。

○川内雅人委員 もう諸先輩方おっしゃっていただいたことなので、この問題の重要性は全くおっしゃるとおりだと思います。影響も大きいので存続を求めていくということで、私は採択でいいと思います。

ただ、これもまた皆さんもおっしゃっているとおりで、今までの流れもあるので、意見書、内容もともかくですけれども、意見書を出すタイミングというのは慎重に考えるべきだなと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 一つ追加で情報だけ言いますと、議員必携の291ページのところに、必要があると認めるときには意見をつけて採択することができるとは、一応書いてあります。

だから、意見つきで採択するということがあります。これは一番主張されていたのは山野委員ですけれども、一応私も確認しましたけれども、そうは書いてありますけれども、暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 2時08分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

趣旨採択との意見がありますので、まず趣旨採択についてお諮りします。

本件について、その趣旨を賛成することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

それでは、3名でしたので、趣旨採択は採択されませんでした。

それでは、遅くとも3月議会までには意見書を出すという意見をつけた採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 4名、起立多数であります。

よって、遅くとも3月議会までには意見書を出すという意見つきの採択といたします。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

第73号議案については、日を改めて総務建設産業常任委員会を開きますので、そのときに決めることとなります。

次に、協議事項のその他に移ります。

所管事務調査の精算報告について、事務局長より報告をお願いします。

○森田範仁事務局長 それでは、総務建設産業常任委員会所管事務調査の精算報告書の説明をさせていただきます。

所管事務調査は、期日が令和7年10月1日、2日の2日間で、視察先が埼玉県飯能市と茨城県常総市です。テーマが、飯能市が下水道事業包括的民間委託、常総市が防災先進都市を目指す取組についてでございました。出席者は、全委員と事務局長です。

続いて、支出の内訳をご説明させていただきます。

最初に、収入の区分といたしまして、議員旅費8名分が11万400円、職員旅費1名分1万2,900円、この支出につきましては、宿泊費12万3,300円となります。こちらはホテルの宿泊費と夕食分を含みます。なお、夕食の飲み物代については除いております。公費からの負担

となっております。

次に、議員クラブ6万167円でございますが、こちらはお茶代が842円、夕食の飲み物代が2万5,000円、1日目、2日目の昼食代、合計で3万420円、2日目の昼食の飲み物代が3,905円でございます。収入支出それぞれ、小計として18万3,467円となります。

続いて、町予算の需用費の関係でございますが、需用費6,800円、これは視察先への手土産代となります。

役務費として1,710円、これが視察研修の保険代となっております。

続いて、使用料及び賃借料1万4,430円、内訳といたしますと、バス運転手の宿泊費が8,400円、有料道路代として6,030円となります。

以上、全合計で収入支出それぞれが20万6,407円ございました。

以上、精算報告をさせていただきます。

○藤原義春委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、閉会の前に仲島副委員長より挨拶をお願いします。

○仲島雄大副委員長 皆様、長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時14分